

障がいのある人もない人も、暮らしやすい地域とは

3月22日(水) 午後7時~9時
板橋区立グリーンホール 2階ホール

障害者差別解消法が平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。
障がいの有無にかかわらず誰もが暮らしやすい社会を目指すために、
「不当な差別」「合理的配慮」とは何かについて考えます。

対象者 板橋区に在住・在勤・在学の方

定員 150 名

費用 無料 (事前のお申し込みは不要です)

留意事項

当日は手話通訳、要約筆記、磁気ループに対応しておりますが、お席の確保が必要なため、ご利用の方は 3 月 10 日 (金) までにご連絡ください。

触手話通訳などの配慮が必要な方も
3 月 10 日 (金) までにご連絡ください。

会場案内

板橋区栄町 36-1

東武東上線大山駅北口から徒歩約 5 分

都営三田線板橋区役所前駅 A3 出口から徒歩約 5 分



講師 野澤 和弘氏



毎日新聞論説委員

内閣府障害者政策委員会委員

厚生労働省社会保障審議会障害者部会委員

厚生労働省今後の精神保健のあり方検討会委員

元千葉県障害者差別をなくす研究会座長 など

問合せ先 (板橋区地域自立支援協議会事務局)

板橋区福祉部障がい者福祉課地域生活推進係

住所 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号 (南館 3 階)

電話 3579-2089

FAX 3579-4159

Mail f-chiiki@city.itabashi.tokyo.jp

ひらがな版、テキスト版はホームページから見るができます